## 精神保健福祉センター所報

## 令和5年度実績



鳥取県立精神保健福祉センター

Ι	センタ	一の概要	
	1	沿 革	1
	2	業務の概要	1
	3	組 織	2
	4	施 設	2
п	令和4	年度事業実績	
	1	技術指導·技術援助	3
	2	教育研修	9
	3	普及啓発	13
	4	調査研究	13
	5	精神保健福祉相談	14
	6	組織育成	16
	7	精神医療審査会事務	17
	8	自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳 にかかる判定業務	18
ш	鳥取県	立精神保健福祉センター管理規則	20
IV	鳥取県	立精神保健福祉センター業務要領	21
V	調査研	究編	23

#### I 精神保健福祉センターの概要

#### 1 沿革

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、都道府県における精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るために設置された精神保健福祉に関する技術的中枢機関であり、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導を行うとともに、保健所及び市町村等の関係機関に対して技術指導・技術援助を行うものである。

平成3年10月1日 鳥取県立精神保健センター開所

平成7年7月1日 鳥取県立精神保健福祉センターに名称変更

平成 18 年 3 月 31 日 デイケア廃止

平成22年3月24日 鳥取県立精神保健福祉センター内に鳥取県自死対策推進センター開設

所在地 〒680-0901 鳥取市江津318-1

ホームへ゜ーシ゛ http://www.pref.tottori.lg.jp/seishincenter/

#### 2 業務の概要

(1) 企画立案

地域の精神保健福祉活動を進めるために、精神保健福祉主管課や関係機関に対し、精神障がい者の 社会復帰の推進について専門的立場から提案、意見等を行う。

(2) 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行う。

(3) 教育研修

精神保健福祉関係業務に従事する職員を対象として、その資質の向上を図るため、精神保健福祉に関する専門的な教育・研修を実施する。

(4)普及啓発

広く県民に対し、精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び助言を行う。

(5)調査研究

精神保健福祉活動の推進及び時代に即応した精神保健福祉行政の推進を図るため、精神保健福祉に関する調査研究を行う。

(6) 精神保健福祉相談

こころの悩みや精神疾患等に関する相談(複雑又は困難なもの)に対し、面接及び電話による相談 指導を行う。

(7)組織育成

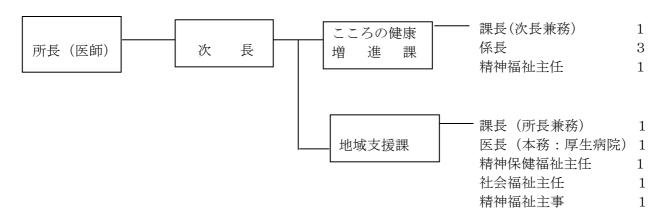
地域精神保健の向上を図るため、組織の育成を図るとともに、精神保健福祉に関する民間団体の自主的な活動が適正かつ効果的に行われるよう指導・援助及び育成を行う。

(8) 精神医療審査会事務

精神障がい者の入院の要否、処遇の適否に関する審査を行う精神医療審査会の事務を行う。

(9) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳にかかる判定業務 精神障がい者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する審査判定を行う。

#### 3 組織



予算・庶務担当: (兼) 地域社会振興部東部地域振興事務所東部振興課総務・庁舎管理担当

#### 4 施設

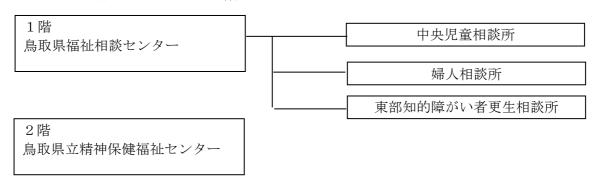
- (1) 所在地 鳥取市江津318-1
- (2) 建築概要 ※鳥取県福祉相談センターと併設

敷地面積 7,740.59 ㎡ (福祉相談センター及び精神保健福祉センター)

建築面積 1,359.80 m<sup>2</sup> (本館及び一時保護棟)

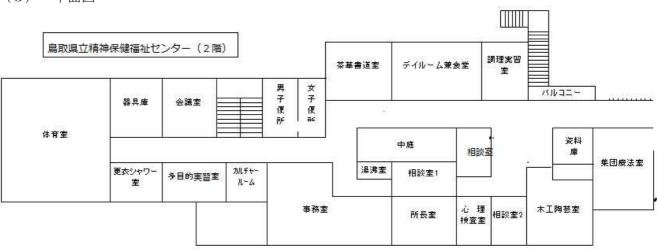
建築延面積 2,517.56 m² (うち精神保健福祉センター占有面積 972.80 m²)

車庫棟 112.50 ㎡ 自転車置場 21.00 ㎡ 鉄筋コンクリート造2階建



#### (3) 平面図

構造



#### Ⅱ 令和5年度事業実績

#### 1 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係機関等に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行った。

(1)関係機関別状況 (単位:回、人)

関係	機関	保健所	市町村	福祉 事務所	医療施設	社会 福祉 施設	母子 生 支 施 設	介護 老人 施設	障害者 支援 施設	教育	司法
口	数	30	34	0	24	7	13	2	5	20	5
	者延人 員	571	398	0	440	276	13	52	109	293	43

関係機	幾関	労働	警察	看護 協会	看護 学校	精神 保健 団体	一般	事業所	行政	その他	計
口	数	4	2	0	14	5	0	0	79	49	293
対象者員	延人	59	59	0	560	28	0	0	2,010	1,446	6,357

## (2) 地域別(保健所管内別)・業務内容別の状況

(単位:回、人)

	鳥取市 保健所管内		倉吉 保健所管内			米子 保健所管内		全 県		県 外		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
相談会等	38	121	0	0	7	19	8	70	0	0	53	210	
研修会等	18	334	6	64	9	142	18	1,198	40	1,448	91	3,186	
会 議	25	300	6	122	6	173	69	792	12	690	118	2,077	
その他	18	578	3	12	5	68	2	108	3	118	31	884	
計	99	1,333	15	198	27	402	97	2,168	55	2,256	293	6,357	

#### (3)業務分類別の状況

(単位:回)

	思春期	ひきこもり	心の健康づくり	社会復帰	自死対策	その他	計
相談会等	24	1	10	0	0	18	53
研修会等	6	36	8	24	0	17	91
会 議	0	19	0	38	0	61	118
その他	1	8	1	5	0	16	31
計	31	64	19	67	0	112	293

(4) 相談会等の内訳 (単位:回)

	思春期	ひきこもり	心の健康づくり	社会復帰	自死対策	その他	計
ケース検討会	0	0	0	0	0	15	15
ケース相談	24	1	10	0	0	2	37
その他	0	0	0	0	0	1	1
計	24	1	10	0	0	18	53

#### (5) 研修会等の概要

## ア 心の健康づくり

年月日	内 容	対象	担当
5.5.22 他	職員人材開発センター/県新任課長補佐研修/講演「職場のメンタル	県職員	原田
3.3.22 但	ヘルス」		
5.10.19	鳥取県医療政策課/令和5年度管理者保健師研修会/講演「管理者保	関係機関職員	原田
3.10.19	健師のメンタルヘルスと精神保健施策をめぐる話題」		
5.10.22	鳥取県医療政策課/令和5年度鳥取県・島根県 DMAT 隊員養成研修/	関係機関職員	原田
3.10.22	講義「災害時におけるメンタルヘルスケア」		
5.11.8	気高町総合支所衛生委員会/職員研修/「職場のメンタルヘルス」	関係機関職員	原田
5.12.12	鳥取地方裁判所/専門訴訟事件等の特殊事件のための研究会/講義	関係機関職員	原田
3.12.12	「職場のメンタルヘルス〜労務環境とメンタル疾患の発生」		

## イ 社会復帰

年月日	内 容	対象	担当
5.6.8	鳥取市保健所/精神保健に係る情報交換会/講義「精神障がいの理解	関係機関職員	原田
3.0.8	と対応について」		
5.6.12	米子市/令和5年度こころの健康講座(精神保健福祉ボランティア講	関係機関職員	原田
3.0.12	座)/講演「精神障がいについて」		
5.7.28	あいサポートメッセンジャー養成研修会	あいサポーター	宮脇
6.1.10	鳥取県社会福祉協議会/障がい者グループホーム世話人等研修会/講	関係機関職員	原田
0.1.10	義「障がいの理解と援助の基本」		
6.1.26	鳥取県人権・同和対策課/鳥取県・市町村職員のための相談対応研修	関係機関職員	原田
0.1.20	/講義「障がい者の人権課題(精神障がい、発達障がい)」		

## ウ 自死対策

年月日	内 容	対象	担当
5.4.29	島根いのちの電話/第42期相談員養成講座/講義「ひきこもりの理解と支援」「災害時のメンタルヘルス」	受講生	原田
5.6.5	鳥取いのちの電話/第29期電話相談員養成講座/成人の性の悩み ・性同一性障害	受講生	原田
5.7.20 他	鳥取いのちの電話/第30期電話相談員募集説明会/講演「心の健康 を考える」	受講生	原田
5.9.1	障害者職業センター/研修終了者サポート研修/講義「自死念慮者へ の対応」	関係機関職員	原田
5.9.20	八頭町/ゲートキーパー養成講座/講演「こころの健康について」	関係機関職員	原田
6.1.29	鳥取いのちの電話/第30期電話相談員養成講座/講義「ひきこもり ・ニートについて」	受講生	原田

エ ひきこ 年月日	こもり、その他   内容	対象	担当
5.4.14	公益社団法人鳥取県医師会/2023心の」医療フォーラム in 倉吉/	関係機関職員	原田
5.1.1	パネルディスカッション「行政と地域で取り組む支援」		//\T
5.5.10	柏市教育委員会/柏市教育相談担当者研修会/講演「不登校児童生徒	関係機関職員	原田
3.3.10	への支援と教育相談」	KINIXINIA KI	//\T
5.6.1	広島県府中市//ひきこもりに関する啓発講演会/講演「多様化する	関係機関職員	原田
2.0.1	ひきこもりの理解と支援」		//, L
5.6.14	立川市社会福祉協議会/たちかわ地域サポーター講座/講義「ひきこ	関係機関職員	原田
2.0.1	もりの理解と支援について」		//, L
5.6.27	名古屋市教育センター/教育相談研修会/講演「不登校児童生徒の理	関係機関職員	原田
3.0.27	解と教育相談」		//\L
5.7.1	磐田市子ども部こども未来課/令和5年度ひきこもり支援講演会/	関係機関職員	原田
	講話「ひきこもりに関する基礎知識」	19471194194	////
5.7.5 他	東京都福祉保健財団/令和5年度東京都ひきこもりに係る支援に従	関係機関職員	原田
3.7.3 PE	事する者に対する研修/講義「ひきこもり概論」		//\T
5.7.7	鳴門教育大学附属特別支援学校/令和5年度夏季公開研修会/講義	関係機関職員	原田
3.7.7	「不登校児童生徒の支援」		//\L
5.7.8	とっとり被害者支援センター/犯罪被害者支援活動員採用時養成講	関係機関職員	原田
3.7.0	座/講義「犯罪が及ぼす被害者等の心理的影響」	KINIXINI KI	//\T
5.7.12	米子市/令和5年度こころの健康講座 (精神保健福祉ボランティア講	関係機関職員	原田
3.7.12		KINIXINIA KI	//\T
5.7.17	消費生活センター/消費生活相談員向け消費者教育(スキルアップ)	関係機関職員	原田
3.7.17	研修会/講演「インターネット依存・ゲーム依存について」	KINIXINIA KI	//\T
5.7.26	県立中央病院/発達障がいへの理解を深める研修会/テーマ「発達障	関係機関職員	原田
3.7.20	がいの概要と接し方」	K IN IX K IN IX	//\T
5.8.3	富山県心の健康センター/令和5年度ひきこもり研修会/講演「ひき	関係機関職員	原田
5.0.5	こもり・不登校の相談支援について」	为仍须为概点	<i>//</i> // III
5.8.8	日立市教育委員会/教師力パワーアップ講座/講義「不登校児童生徒」	関係機関職員	原田
5.0.0	への支援と教育相談	为仍须为概点	<i>//</i> // III
5.8.26	三次市障害者支援センター/講座/講演「ひきこもりの理解と対応」	関係機関職員	原田
5.9.4	静岡県精神保健福祉センター/令和5年度ひきこもり支援従事者養	関係機関職員	原田
J.J. <del>4</del>	成研修/講演「ひきこもりに対する理解と支援」	为仍须为概点	//\T
5.9.8	兵庫県介護支援専門員協会加東支部/研修/講演「精神疾患の本人と	関係機関職員	原田
5.7.0	家族の理解と対応発達障がいについて知る」	为仍然为机员	//\T
5.9.14 他	島取県子ども発達支援課/令和5年度発達障がい者相談支援員研修	関係機関職員	原田
J.J.17  E	会/講義「発達障がいの診断と特性 思春期から青年期の発達障がい	为仍然为机员	//\T
	児者の現状(相談編)、二次障がいへの対応と支援」		
5.9.22	全国精神保健福祉センター長会ひきこもり者支援検討委員会/ひき	関係機関職員	原田
3.5.22	こもり相談支援実践研修会A研修		//,\ I
5.10.6	青森県立精神保健福祉センター/ひきこもり支援者研修/講義「ひき	関係機関職員	原田
3.10.0	こもり支援の基礎及び保健所・市町村の役割」「保健所・市町村にお	KINIXINI KI	//\T
	けるひきこもり相談への対応と支援」「電話相談及び来所相談のコツ」		
5.10.10	全国精神保健福祉センター長会ひきこもり者支援検討委員会/ひき	関係機関職員	原田
5.10.10	こもり相談支援実践研修会C研修・ひきこもり地域支援センター全国		///\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	連絡協議会/講義「ひきこもりの市町村支援」		
5.10.14	高松市健康づくり推進課/高松市ひきこもりサポーター活動従事者	関係機関職員	原田
	研修会/講義「ひきこもりの基礎理解と支援」	DA NI DAINA DA INA	,,,, <u>,,,</u>
5.10.21	愛知県精神保健福祉センター/ひきこもりを考える講演会/講演「ひ	関係機関職員	原田
]	きこもりの理解と支援」	DA NI DAINA DA INA	,,,, <u>,,,</u>
5.10.25	兵庫県精神保健福祉センター/令和5年度思春期関連問題研修会/	関係機関職員	原田
1	講義「地域で支えるひきこもり支援」	DA NI DAINA DA INA	,,,, <u>,,,</u>
5.12.1	全国精神保健福祉センター長会/令和5年度地域保健推進事業 令	関係機関職員	原田
3.12.1	和5年度ひきこもり相談支援実践研修会B研修/講義「ひきこもりの	MI-TOTING LIA EG	\(\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{11}\)
	基礎理解」等		
5.12.2	沖縄県精神保健福祉センター/ひきこもり一般向け講演会/講演「ひ	関係機 関 職 昌	原田
5.14.4	「「『『ハンココ ハマーロー・・・ / しゅうしょ   以内の時次五/時次一	区 M 区 M 区	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

	きこもりの理解と関わり方」		
5.12.7	鳥取県高等学校東部地区保健体育研究会/講演「精神疾患の基本的な	関係機関職員	原田
	理解」		
5.12.8	広島県総合精神保健福祉センター/ひきこもり支援者人材育成研修	関係機関職員	原田
	会/講義「地域におけるひきこもり支援について」		
5.12.10	特別教育支援士の会鳥取支部/西部地区交流会//講義「不登校・ゲ	関係機関職員	原田
	ームネット依存の理解と対応について」		
5.12.22	調布市/調布市福祉健康部研修会/講義「ひきこもり概論」	関係機関職員	原田
( 1 20	南部町/地域でともに支え合う「共生」のまちづくり講演会/講演「不	関係機関職員	原田
6.1.20	登校・ひきこもりの心を理解する」		
6.3.4	令和5度地域保健総合推進事業発表会/発表「班研究報告」	関係機関職員	原田
( ) 7	長久手市社会福祉協議会/ひきこもり研修事業「LOVE for ひきこも	関係機関職員	E II
6.3.7	り」/講演「ひきこもりの理解と支援」		原田

## 才 看護学校

年月日	内 容	対象	区分	担当
5.4.19	看護学校講義「災害被害者のこころの支援と支援者のケア」	生徒	災害	原田
5.4.26	看護学校講義「精神障がい者の地域移行支援」	生徒	社会復帰	坪倉
5.5.10	看護学校講義「精神障がい者のケアマネジメント」	生徒	社会復帰	田村
5.5.17	看護学校講義「職場のメンタルヘルス」	生徒	心の健康づくり	原田
5.5.24	看護学校講義「ひきこもりの理解と支援」	生徒	心の健康づくり	浜田
5.5.31	看護学校講義「自死対策」	生徒	心の健康づくり	宮脇
5.6.21	看護学校講義「わが国における精神保健福祉の歴史」	生徒	その他	原田
5.6.28	看護学校講義「高齢者におけるこころの病気」	生徒	老年期	原田
5.7.5	看護学校講義「心理的支援とカウンセリング」	生徒	心の健康づくり	浜田
5.7.12	看護学校講義「犯罪被害者支援について」	生徒	犯罪被害	原田
5.9.6	看護学校講義「思春期、発達障がい、児童虐待」	生徒	思春期	山岡
5.9.13	看護学校講義「アルコール依存症」	生徒	アルコール	宮脇
5.9.20	看護学校講義「精神保健福祉の社会資源」	生徒	社会復帰	官能
5.9.27	看護学校講義「依存症(薬物・ギャンブル)」	生徒	ギャンブル	松下

## (6)会議等の内訳

## ア 思春期、ひきこもり、心の健康づくり

年月日	内 容	担当
5.4.13 他	ひきこもり職場体験事業等連絡会(計12回)	浜田
5.5.16 他	鳥取市保健所ひきこもり家族教室(計2回)	浜田
5.6.6 他	西部圏域ひきこもり支援機関連絡会(計2回)	浜田
5.6.15 他	ひきこもり家族のつどい(中部)(計2回)	浜田
5.6.28	令和5年度ひきこもり支援ネットワーク連絡会	浜田
5.7.19 他	西部ひきこもり家族教室(計2回)	浜田
5.7.24 他	中部圏域ひきこもり支援機関連絡会(計2回)	浜田
5.7.26	令和5年度子どもの心の診療ネットワーク会議	原田
5.7.26	エール発達障がい事例検討会	山岡
5.9.15	令和5年度ひきこもり支援担当者会議	浜田
5.10.18	東部圏域ひきこもり対策事業担当者連絡会	浜田
5.10.23	家族サロンゆくり	浜田
5.12.22	東京都世田谷区重層的支援協議会代表者会	原田
6.1.11	令和5年度鳥取県医療観察制度運営連絡協議会	原田
6.1.31	エール発達障がい事例検討会	山岡

## イ 社会復帰

年月日	内 容	担当
5.4.11 他	自立支援医療費(精神通院医療)支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付 判定会(計 24 回)	原田
5.6.1	県西部圏域精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議	原田

5.6.13	精神障がい者の地域移行に向けた多職種多機関連携推進事業説明会	田村、坪
		倉
5.6.30	令和5年度第1回鳥取県障害者施策推進協議会	小島
5.7.13	令和5年度第1回障害者雇用支援連絡協議会	原田
5.7.19	令和5年度精神障がい者地域移行・地域定着連絡会	坪倉
5.7.27	令和5年度鳥取県医療観察制度地域連絡協議会	田村
5.7.31	令和5年度鳥取医療センター医療観察法病棟外部評価会議	原田
5.8.29	令和5年度生活困窮者支援推進会議	官能
5.9.26	令和5年度第1回鳥取県東部圏域精神障がいにも対応した地域包括ケアシス	原田
	テム構築推進会議	
5.11.17	令和5年度第2回鳥取県障害者施策推進協議会	小島
5.12.4	鳥取公共職業安定所障害者雇用連絡会議	官能
5.12.22	令和5年度発達障がい者就労支援ネットワーク会議	山岡
6.1.11	令和5年度鳥取県医療観察制度運営連絡協議会	田村
6.2.1	県中部圏域精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議	原田
6.2.7	令和5年度鳥取医療センター医療観察法病棟「地域連絡会議」	田村
6.2.7	令和5年度第2回障害者雇用支援連絡協議会	原田
6.2.28	県東部圏域精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議	原田
6.2.29	県西部圏域精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議	原田
6.3.30	精神保健福祉手帳・自立支援医療の適正な運用を考えるミニシンポ	官能

## ウ 自死対策

年月日	内 容	担当
5.5.24	令和5年度第1回自死対策担当者連絡調整会議	宮脇
5.6.20	令和5年度第1回かかりつけ医と精神科医との連携会議	原田
5.6.23	令和5年度第1回全国自殺対策主管課長等会議 兼 地域自殺対策推進セン	宮脇
	ター連絡会議	
5.7.10	若者の自殺危機対応チーム及び自死対策計画に関する協議	宮脇
5.7.27	令和5年度鳥取県心といのちを守る県民運動(1)	宮脇
5.8.17	令和5年度中部圈域自死対策事業相談窓口担当者連絡会、令和5年度中部圏	宮脇
	域自死対策市町担当者連絡会	
5.8.30	令和5年度西部部圏域自死対策事業相談窓口担当者連絡会	宮脇
	(令和5年度第1回自死対策事業市町村担当者連絡会)	
5.9.13	令和5年度第2回自死対策担当者連絡調整会議	宮脇
5.9.25	日南町こころの健康づくり事業(自死対策)に係る連絡会	宮脇
5.10.30	第2回岩美町健康づくり計画評価・策定委員会	宮脇
5.11.1	令和5年度鳥取県心といのちを守る県民運動(2)	宮脇
5.11.9	令和5年度地域自殺対策推進センターブロック会議中四国ブロック会議	宮脇
5.11.13	第18回ほっと安心日南町こころの健康づくりネットワーク会議	宮脇
5.12.14	第1回八頭町自死対策計画策定委員会	宮脇
6.1.31	令和5年度第3回自死対策担当者連絡調整会議	宮脇
6.2.1	第2回八頭町自死対策計画策定委員会	宮脇
6.2.9	令和5年度東部圈域自死対策事業市町村担当者連絡会、令和5年度東部圏域	宮脇
	自死対策事業相談窓口担当者連絡会	
6.3.1	令和5年度第2回全国自殺対策主管課長等会議 兼 地域自殺対策推進セン	宮脇
	ター連絡会議	
6.3.7	令和5年度鳥取県心といのちを守る県民運動(3)	宮脇
6.3.11	日南町こころの健康づくり事業(自死対策)に係る連絡会	宮脇
6.3.25	令和5年度第2回かかりつけ医と精神科医との連携会議	原田

## エ その他

年月日	内 容	担当
5.4.16 他	全国精神保健福祉センター長会常任理事会(計4回)	原田
5.4.26	鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会連絡会	浜田
5.5.13	鳥取県精神科病院協議会定期総会	原田

令和5年度精神保健に係る情報交換会	原田
鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会総会	浜田
県教育委員会職員健康管理審査会(神経/精神障がい分科会)(計4回)	原田
令和5年度全国精神保健福祉センター長会総会	原田
全国精神保健福祉センター長会理事会(計3回)	原田
令和5年度精神障がい者地域移行・地域定着連絡会	坪倉
令和4年度精神科病院実地指導及び措置入院患者等の実地審査	原田
令和5年度第1回鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議	松下
ギャンブル等依存症対策に関する都道府県説明会 (オンライン)	松下
全国精神保健福祉センター研究協議会	原田
令和5年度(西部圏域)アルコール等健康障害対策連絡会(アルコール薬物等	松下
依存症相談担当者研修会合同開催)	
令和5年度精神科病院実地指導及び措置入院患者等の実地審査	原田
令和5年度地域定着支援に係る関係機関等連絡協議会	松下
令和5年度精神保健福祉担当者会議	田村
令和5年度鳥取県東部圏域高次脳機能障がい者支援機関連絡会	浜田
全国精神保健福祉センター所長・全国精神医療審査会長会議/全国精神医療審	田村
查会連絡協議会総会	
令和5年度第2回鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議	松下
	鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会総会 県教育委員会職員健康管理審査会(神経/精神障がい分科会)(計4回) 令和5年度全国精神保健福祉センター長会総会 全国精神保健福祉センター長会理事会(計3回) 令和5年度精神障がい者地域移行・地域定着連絡会 令和4年度精神科病院実地指導及び措置入院患者等の実地審査 令和5年度第1回鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議 ギャンブル等依存症対策に関する都道府県説明会(オンライン) 全国精神保健福祉センター研究協議会 令和5年度(西部圏域)アルコール等健康障害対策連絡会(アルコール薬物等 依存症相談担当者研修会合同開催) 令和5年度精神科病院実地指導及び措置入院患者等の実地審査 令和5年度地域定着支援に係る関係機関等連絡協議会 令和5年度精神保健福祉担当者会議 令和5年度鳥取県東部圏域高次脳機能障がい者支援機関連絡会 全国精神保健福祉センター所長・全国精神医療審査会長会議/全国精神医療審 査会連絡協議会総会

#### 2 教育研修

(1) 教育研修の実施状況

(単位:人)

(1) 教育研修り			ì	1					,		_	` -		: 人)
研修会・講習会 等の名称	開催 年月日	内容・講師	対象	場所	健	町	祉事	医療施設	介護老人施	<b>加障害者支援施設</b>	社会福祉施		その他	計
相談支援担神が大きなをはいる。おけるは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は	4月23日	⑥高齢者の精神疾患 ⑦発達障がい(基礎編) ⑧その他の精神疾患(パニック障害等)と精神科の薬 ⑨発達障がい(応用編) ⑩ひきこもりと8050問題 ⑪ゲーム依存 ⑫睡眠障害と睡眠薬 ⑬職場のメンタルヘルス 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊	保市福セー童所福会健町祉ン、相、祉等所村相ン各相社協、、、談タ児談会議	ライ	107	167							210	484
就労支援事業 所等支援者研 修会		■講義『精神障害・発達障害の基礎知識〜統合失調症・気分障害・発達障害を中心に〜』『障害年金と精神障害者保健福祉手帳の制度概要』(精神保健福祉センター所長 原田 豊)	就労関係 事業所等 の職員	オンイン						79				79
就労支援事業 所等支援者研 修会			就労関係 事業所等 の職員	倉 古育化 会館						39				39
精神科訪問看 護管理者·従事 者研修会	令和6年 2月14日 (水)	■精神科訪問看護アンケート報告(精神保健福祉センター 精神保健福祉主任 田村 有希) ■講義『支援に拒否的な事例への関わりについて』(精神保健福祉センター所長 原田豊) ■事例報告『精神科訪問看護の現場から〜対応や連携の難しさ〜』 ■グループワーク	院問テン神 で科護 で科護に が護シ、訪に携	オラン	2	2		9					12	25

									参り	加人	昌		
研修会・講習会 等の名称	開催年月日	内容・講師	対象	場所	健	町	福祉事務所	医療施	介護老人施	障 害	社会福祉施	その他	計
精神障がい者 地域移行・地域 定着支援関係 者研修①	令和 5 年 12 月 18 日(月)	■講義『①鳥取県の精神保健福祉の歴史』『②~⑧障害特性の理解及び具体的支援の仕方』 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊	関係機関 (相談支 援事業所、 医療機関、 行政等)	オンイン	1	5		15		10			31
精神障がい者 地域移行・地域 定着支援関係 者研修②	令和6年 3月7日 (木)	■行政説明 ■地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援制度につい ■医療機関における地域移行支援 ■相談支援事業所の支援 ■相談支援事業所の支援 のい西部圏域の地域移行にかかる取り組み ■グループワーク ■質疑応答・総括	関係機関 (援事業機関を)	倉 古育化会館	2	2		3		8			15
社会復帰関係 者連絡会(デイ ケア等連絡会)	令和6年 2月20日 (火)	■精神科デイケア等に関するアンケート調査結果(精神保健福祉センター 精神福祉主事 官能 愛) ■講義『デイケアのある利用者である。 ■講義『デイケーのある利用者である。 ■ 大きではは、原知 のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	療機関	倉 吉育化 会館				13					13
	6月16日	■情報共有「各機関の担当者 及び支援・対応の取組等」 ■報告「減酒の手引きの活用 に向けて」(渡辺病院) ■報告「鳥取市保健所の依存 症支援」(鳥取市保健所) ■質疑・意見交換	東の健職育警急民団デョの関部医・域、察、間体ィン関地・祉、法、防支等ク問係区保、教、救、援アシ題機	ライ	2			4		1	1	15	23

									参加	加人	人員		
研修会・講習会 等の名称	開催年月日	内容・講師	対象	場所	健	町	祉 事		護老人施	害者支	会福祉施	その他	計
令和 5 年度 第 2 回東部地 区アディクション関係者 ットワーク研 究会	令和 5 年 9月 15 日 (金)	■報告「減酒の手引きの活用について」(渡辺病院) ■報告「サマーハウスの依存症支援」(相談支援センターサマーハウス) ■体験発表(鳥取県断酒会) ■質疑・意見交換	同上	オラン	1			4		1		13	19
令和5年度 第3回東部地 区アディクション関係者 ットワーク研 究会	令和 5 年 12 月 15 日(金)	■報告「鳥取刑務所における 取組について」(鳥取刑務 所) ■体験発表(GA 鳥取グルー プ) ■体験発表(全国ギャンブル 依存症家族の会 鳥取) ■質疑・意見交換	同上	オラン	2			4				12	18
令和 5 年度 第 4 回東部地 区アディクション関係者ネットワーク研 究会	令和6年 3月1日 (金)	■報告「地域生活定着支援センターにおける支援・取場について(鳥取県地域生活支援センター) ■体験発表(鳥取ダルク) ■報告「リカバリーワークダルマ塾の活動報告」(リカバリーワークダルマ塾) ■質疑・意見交換	同上	オラン				6		1		17	24
令和 5 年度 SAT-G 実施者 向け研修会	令和 5 年 7 月 6 (木)	■講義及び動画視聴「ギャンブル障がいの基礎知識」「SAT-G ライトの実際」(島根県立こころの医療センター)	A T - G の実施を		7	4		8		5		10	34

									参	加人	人員		
研修会・講習会 等の名称	開催 年月日	内容・講師	対象	場所	健	町	福祉事務所	療施設	護老人施	害	会福祉施	その他	計
令和 5 年度 ゲーム依存の 理解に関する 研修会	令和 6 年 1 月 16 日 (火)	<ul><li>■講義「ゲーム依存の相談対応について〜家族・支援者の関りを中心に〜」(精神保健福祉センター所長原田豊)</li><li>■質疑応答</li></ul>	保員村(福健課児所精療員小校高教健、職節祉の等童職神機、・、等職所市員が・担)相員科関県中県学職職町員い保当、談、医職内学内校員	オラン	5	10		10		4		46	75
保健所及び市 町村向け研修 会		■報告①「鳥取県の自死の現状について」(精神保健福祉センター所長 原田 豊)報告②「鳥取県自死対策事業について」(県健康政策課) ■講義「女性のメンタルへルスについて」(精神保健福社センター所長 原田 豊) ■実践報告「妊産婦への支援について」(倉吉市子ども家庭課)	市町村及 び保健所 保健師等		7	42						12	61
若年層におけるメンタルへ ルス研修会		■講義「若年層のメンタルへルスについて」(精神保健福祉センター 所長 原田豊) ■講義「鳥取県における若者の自死対策支援事業について」(県健康政策課) ■アンケート結果報告及び意見交換「各学校での状況について」	学校及び 関係機関	オン	3							16	19
地域包括支援 センターにお ける精神保健 支援研修会	令和 5 年 6 月 9 日 (金)	■講義:「8050事例で出 会う精神疾患・精神障がいの 理解」 ■事前質問への回答 (鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊)	県域援一村こ援 内包セ、、も 関 の括ン市ひり関 地支夕町き支等		6	37					10	3	56

#### 3 普及啓発

広く県民に対し、精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び助言を行った。

#### (1) 実施状況

区 分	延回数(回)	対象者延人数(人)
講演会等	45	1,644
出版物作成	0	
教育教材(ビデオ・パネル)、図書の貸出	2	2
計	47	1,646

#### (2) 講演会等

- ア 発達障害に関する勉強会<親の会> (精神保健福祉センター主催) 開催回数 10回 参加延人数 19人
- イ SAT-G 集団プログラム (精神保健福祉センター主催) 開催回数 3回 参加延人数 1人
- ウ 心の健康フォーラム (精神保健福祉センター、鳥取県精神保健福祉協会共催) オンデマンド配信 視聴人数約 400 人
- エ 講演会への講師等の派遣

	マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
年月日	内。容	参加	担当
		人数	
5.4.9	らっきょうの花/発達障がい子育て支援研修会/対談「信州・鳥取の診察室か	60	原田
		人数 60 60 5 60 5 60 5 60 2 60 空 20 り 40 支 40	
5.6.2	鳥取市保健所/新入社員向けメンタルヘルス研修会/講演「新入社員がこころ	60	原田
3.0.2	9	00	<i>/</i> / Ш
5.7.1	磐田市子ども部こども未来課/令和5年度ひきこもり支援講演会/講話「ひき	150	百日
3.7.1	こもりに関する基礎知識」	130	原 田
5.7.10	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター/令和5年度メンタルヘルス研修	(0	西田
5.7.10	会/講義「職場におけるメンタルヘルス」	人数 60 150 5 60 30 60 40 40	原 田
5.8.31	岩美かたつむり工房/第21回かたつむり祭	30	原田
5.10.3	和歌山圏弁護士会等/シンポジウム「ネットにあふれる子どもたちの声ー子ど	60	原田
	もシェルターるーも開設10周年-」		
5.11.4	精神障がい者を支援する会「ベストフレンド」/地域生活サポーター養成講座	20	原田
	/講義「精神障がいの正しい理解について」		
5.12.2	沖縄県精神保健福祉センター/ひきこもり一般向け講演会/講演「ひきこもり	40	原田
	の理解と関わり方」		
5.12.15	湯梨浜町/こころの健康づくり講演会/講演「身近な人の SOS に気づいたら」	60	原田
6.1.20	南部町/令和5年度ひきこもりに関する講演会/講演「ひきこもりの理解と支	40	原田
	援」		
6.3.12	鳥取市保健所/令和5年度精神保健福祉交流会/講演「こころとからだの健康	20	原田
	について」		

#### 4 調査研究

鳥取県における精神保健福祉活動の充実及び時代に即応した精神保健福祉行政の推進を図るため、精神保健福祉に関する調査研究を行った。

○第 63 回鳥取県公衆衛生学会(R5.7.4 米子市)

(口頭)

鳥取県における精神科デイケアおよびショートケアの現状と課題

~平成21年度と令和3年度の比較検討から~

発表者:官能、原田、田村、坪倉

地域包括支援センターを対象としたアンケート調査からみた8050問題の課題 ~平成30年度に実施した調査との比較から~ 発表者:浜田、永美、山岡、松下、原田

(誌上)

鳥取県における措置入院制度の運用状況~令和元年、2年、3年度の実績から~ 発表者:田村、原田、坪倉、官能

精神保健福祉センターにおける相談支援担当者向け精神保健オンライン研修会 発表者:山岡、松下、浜田、宮脇、原田

○第59回全国精神保健福祉センター研究協議会(R5.10.29~30 ハイブリッド開催) (オンライン発表)

鳥取県における自死対策事業〜妊産婦等の支援に関するアンケートについて〜 発表者:宮脇、松下、山岡、浜田、原田、永美

(誌上発表)

精神保健福祉センターにおける相談支援担当者向け精神保健オンライン研修会発表者:山岡、松下、浜田、宮脇、原田

○令和 5 年度福祉研究発表会 (R6.2.26 オンライン開催) (オンライン発表)

鳥取県における精神科訪問看護の現状と課題 ~アンケート調査から

発表者: 田村、原田、坪倉、官能

#### 5 精神保健福祉相談

## (1) 精神保健福祉相談件数

(単位:件) 実件数 ※ 継続相談 延件数 計 新規相談 256 287 543 3,225 所内 面接相談 28 32 51 所外 668 161 829 3,111 電話相談 952 452 1,404 6,387

※継続相談:前年度からの継続相談(前回相談が前年度以前の相談は新規相談に計上している。)

## (2) 地域別(保健所管内別) 相談延件数

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
	所内	2,892	204	20	78	31	3,225
面接相談	所外	41	1	9	0	0	51
電話相	談	2,251	201	189	36	434	3,111
計		5,184	406	218	114	465	6,387

#### (3) 相談分類別延件数

		小児期	思春期	一般	アルコール <i>(再掲)</i>	ひきこもり <i>(再掲)</i>	計
	所内	42	449	2,734	1	655	3,225
面接相談	所外	0	24	27	1	8	51
電話相	談	14	136	2,961	9	223	3,111
計		56	609	5,722	11	886	6,387

#### (4) 相談者別延件数

本人	家族	本人 · 家族	関係機関	本人 · 関係機関	家族• 関係機関	本人・家族 ・関係機関	その他	計
3,851	1,745	565	152	37	10	7	20	6,387

#### (5) 面接相談(所内・新規相談)の状況

## ア 年齢・性別

	~12 才	13~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70 才~	不詳	計
男	3	20	34	38	19	15	4	1	2	136
女	2	19	24	30	19	13	6	3	4	120
計	5	39	58	68	38	28	10	4	6	256

## イ 対応結果

助言指導	継続指導	他機関紹介	来所予約	来所勧奨	その他	≣ <del> </del>
66	149	3	5	1	32	256

## (6) 電話相談(新規)の状況

## ア 年齢・性別

区 分	~12才	13~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70 才~	不詳	計
男	1	34	54	35	32	32	16	8	102	314
女	3	20	46	38	36	33	13	15	130	334
不明	1	2	1	0	0	1	0	0	15	20
計	5	56	101	73	68	66	29	23	247	668

## イ 対応結果

助言指導	継続指導	来所勧奨	来所予約	他機関紹介	終了	その他	***
335	26	14	165	1	33	94	668

## (7)特定相談(保健所管内別延件数)

#### ア 小児・思春期

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
	所内	458	10	9	14	0	491
面接相談	所外	24	0	0	0	0	24
電話相	談	121	6	6	9	8	150
計		603	16	15	23	8	665

#### イ アルコール

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	<b>1</b>
	所内	1	0	0	0	0	1
面接相談	所外	0	0	1	0	0	1
電話相談		6	1	1	0	1	9
計		7	1	2	0	1	11

#### ウ ひきこもり

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	
	所内	575	54	5	21	0	655
面接相談	所外	7	1	0	0	0	8
電話相	談	183	13	7	1	19	223
計		765	68	12	22	19	886

#### (8) 相談延件数の年次推移

		00 F F	00 F F	00 5 5	令和	0 左左	0. 左左		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3年度	4年度	5 年度
面接相談	4,252	4,090	3,813	3,465	3,450	3,187	3,323	3,079	3,276
電話相談	2,739	2,783	1,952	2,113	2,690	3,145	3,750	3,194	3,111
計	6,991	6,873	5,765	5,578	6,140	6,332	7,073	6,273	6,387

#### 6 組織育成

地域精神保健の向上を図るため、保健所のその他関係諸機関を単位としてつくられた協力組織の育成を図るとともに、精神保健に関する民間団体の自主的な活動が適正かつ効果的に行われるよう指導・援助及び育成を行った。

#### (1) 実施状況

(1) 天旭扒九		
名 称	対象	対象者延人数
精神障がい者家族会	地域家族会、県精神障がい者家族会連合会	125
精神保健福祉協会	精神保健福祉協会	683
いのちの電話	鳥取いのちの電話 等	314
精神障がい当事者自助グループ	精神障がい当事者自助グループ	77
発達障がい家族会	「らっきょうの花」	80
精神障がい者支援団体	「ベストフレンド」	50
自死遺族自助グループ	「コスモスの会」	70
その他	とっとり被害者支援センター、SST 普及協会	61
計		1,460

#### (2) 鳥取県精神保健福祉協会事務

鳥取県精神保健福祉協会は、鳥取県における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及 啓発に努め、精神的健康の保持増進を図ることを目的としている。事務局が精神保健福祉センターに あり、次のような事務を行った。

#### ア 会議の開催等

年月日	内 容	場 所	参加 人数
R5.5.11	鳥取県精神保健福祉協会理事会 鳥取県精神保健福祉協会総会	白兎会館	25
R5.7.7	精神保健福祉事業功労者協会長表彰審査会	精神保健福祉センター	7
R5.8.31	鳥取県総合福祉大会への参加 (精神保健福祉事業功労者協会長表彰 表彰式 団体3団体 個人9名	倉吉未来中心	_

#### イ 普及啓発事業

年月日	内 容	場 所	参加人数
R6.1.25 ∼	第32回心の健康フォーラム	オンデマンド配	
3.8	「若者のメンタルヘルス	信及び協会広報	
	自分を傷つけずにはいられない~『助けて』が言えない~」	誌に記事掲載	
	講師 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター		約 400 人
	精神保健研究所 薬物依存研究部		かり 400 ノく
	部長 松本 俊彦 氏		

- ・協会広報誌「こころのけんこう」第51号の発行
- ・クリアファイル、啓発用小冊子「思春期の子供たちのこころを守るために」「良い睡眠のための知識と 生活」の配布
- ウ 精神障がい者スポーツ活動支援事業

スポーツを通じて精神障がい者の社会参加及び交流を促進するため、以下の団体に対し、活動費用 (1団体につき3万円)を助成した。

対象団体:鳥取県精神障がい者バレーボール協会・鳥取県ソーシャルフットボール協会

#### 7 精神医療審査会事務

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神病院に入院中の患者の入院継続の要否及び処遇の適否に関して、公正かつ専門的な見地から審査を行い、もって精神障がい者の人権に配慮しつつ適正な医療及び保護を行うために設置されている。平成14年4月から、精神医療審査会に関する事務が精神保健福祉センターに移管された。鳥取県精神医療審査会の委員は14名で、2つの合議体からなり、毎月1回開催している。

#### (1) 書類審査

ア 医療保護入院者の入院届(法第33条第4項)

審査件数 1,071 件

イ 医療保護入院者の定期病状報告書(法第38条の2第1項)

審査件数 495 件

ウ 措置入院者の定期病状報告書(法第38条の2第1項)

審査件数 3件

(2) 退院請求及び処遇改善請求(法第38条の4)に係る審査

ア 審査件数

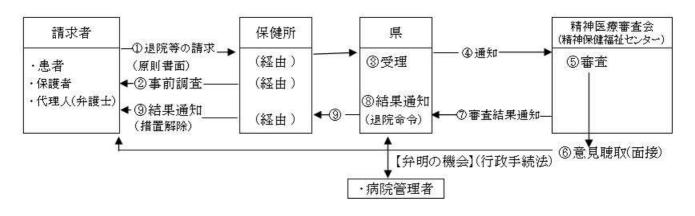
退院請求

6 件

処遇改善請求

3 件

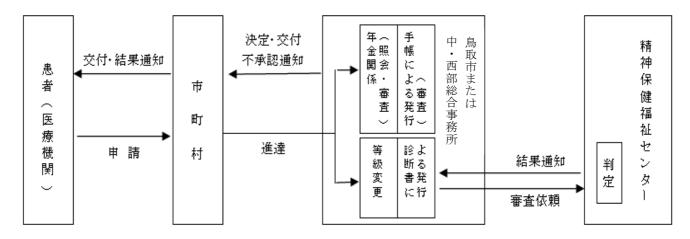
#### イ 退院請求等に係る事務の流れ



#### 8 自立支援医療 (精神通院医療) 及び精神障害者保健福祉手帳にかかる判定業務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(第45条)及び障害者総合支援法(第52条)に基づき、平成14年4月から自立支援医療(精神通院医療)の支給認定の可否の判定、精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び等級の判定を、精神保健福祉センター所長が招集する判定会の会議にて行っている。判定委員は精神保健指定医で構成し、委員4名のうち半数以上が出席して、毎月2回判定会を開催している。

#### (1)業務の流れ



#### (2) 判定件数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自立支援医療 (精神通院医療)	654	600	763	473	500	593	455	581	538	402	673	607	6,839
精神障害者 保健福祉手帳	158	175	220	156	160	201	169	189	182	163	214	227	2,214

#### Ⅲ 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則 (鳥取県規則第49号)

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年5月鳥取県条例第14号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、鳥取県立精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)の管理に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(開所時間)

第2条 精神保健福祉センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休所日)

- 第3条 精神保健福祉センターの休所日は、次のとおりとする。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開 所することができる。

(行為の制限等)

- 第4条 精神保健福祉センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 精神保健福祉センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
  - (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
  - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
  - (4) その他知事が定める行為
- 2 知事は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しては、精神保健福祉センターへの入所を拒むことができる。

(指示)

第5条 知事は、精神保健福祉センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、精神保健福祉センターを利用する者に対し、必要な指示をすることができる。

(退去の命令)

第6条 知事は、精神保健福祉センターを利用する者がこの規則の規定に違反したときは、精神保健福祉 センターからの退去を命ずることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第50号)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則による改正前の鳥取県立精神保健センター管理規則の規定によりなされた申請は、この規則による改正後の鳥取県立精神保健福祉センター管理規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成8年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第91号)抄

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則により改正される規則(以下)「個別規則」という。)に規定する書類のうち、この規則の施行の際現に存在する書類で、改正前の個別規則の定めるところにより作成されているものは、改正後の個別規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後の個別規則に定める書類として使用することができる。

附 則(平成30年規則第32号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### Ⅳ 鳥取県立精神保健福祉センター業務要領

(目的)

第1条 この要領は、精神保健福祉センター運営要領(平成8年厚生省保健医療局長通知)に定めるもののほか、鳥取県立精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)における精神保健業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項について定めることを目的とする。

#### (基本業務)

- 第2条 精神保健福祉センターは、県民の精神的健康の保持増進を図ることを目的として、次の各号に 掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 精神保健福祉に関する企画立案
  - (2) 保健所及び関係諸機関に対する技術指導及び技術援助
  - (3) 精神保健福祉業務従事者の教育研修
  - (4) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発
- (5) 精神保健福祉に関する調査研究
- (6) 精神保健福祉に関する相談(複雑または困難なもの。)
- (7) 精神保健福祉に関する組織育成
- (8) 精神医療審査会に関する事務
- (9) 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務
- (10) その他精神保健福祉の向上に関し必要な業務

#### (業務の実施内容)

- 第3条 前条各号に掲げる業務は、次のとおり行うものとする。
  - (1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、鳥取県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

- (2) 技術指導及び技術援助地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。
- (3) 教育研修

鳥取県内の精神保健福祉関係業務に従事する職員等を対象に、専門的研修等の教育研修を行い、 技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対し専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等について調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、鳥取県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導(複雑又は困難なもの。)を行う。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行う

(9) 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳等の判定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定による精神障害者 通院医療費公費負担及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条1項の規定による精神 障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行う。

#### (実施細目)

第4条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、所長が定める。

附 則

- この業務要領は、平成3年10月1日から施行する。 附 則
- この業務要領は、平成7年7月1日から施行する。 附 則
- この業務要領は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この業務要領は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この業務要領は、平成30年4月1日から施行する。

# V 調査研究編

## 鳥取県立精神保健福祉センター ○田村有希 原田豊 坪倉典子 官能愛

#### 1. はじめに

我が国においては、精神疾患を有する患者数が増加傾向にあることから、平成 16 年に「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が策定され、「入院医療中心から地域生活中心」に向けて様々な取組がなされてきた。また、平成 29 年からは、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進することとなり、精神障害者の地域支援の更なる充実が求められ、精神科訪問看護(以下、訪問看護)も、精神障がい者の地域生活の定着に向けた在宅医療サービスの一つとして重要な役割を担っている。訪問看護は精神科医療機関(以下、医療機関)を中心に行われていたが、訪問看護ステーション(以下、ステーション)においても実施されるようになった。この度、県内の訪問看護の現状と課題を把握するために、アンケート調査を行ったので、考察を加え報告する。

#### 2. 対象と方法

鳥取県内における医療機関 8 か所及びステーション 44 か所(自立支援医療指定機関で精神通院医療の指定を受けているもの)、計52 か所に対し、令和5年7月1日現在の訪問看護従事者及び利用者の状況等について郵送でアンケート調査を行ったところ、76.9%の回答率だった。回答のあった医療機関7か所、ステーション33か所、計40か所を対象に、統計、分析を行った。

#### 3. 結果

#### 1 訪問看護に従事している職員数及び職種(図1)

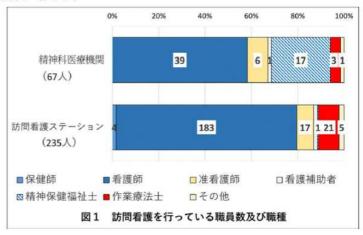
訪問看護に従事している職員は医療機関 67人(うち、専任職員 31人)、ステーション 235人(154人)、計 302人(185人)であった。主な職種としては、医療機関では看護師 39人(58.2%)、精神保健福祉士 17人(25.3%)、作業療法士 3人(4.4%)等であり、一方、ステーションでは看護師 183人(77.8%)、作業療法療法士 21人(8.9%)等だった。

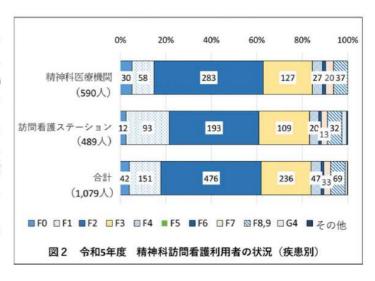
#### 2 利用者の状況について

#### 1)利用者の疾患別人数(図2、3)

利用者の実数は、医療機関 590 人、ステーション 489 人、計 1,079 人であった。利用者の疾病名を、国際疾病分類 ICD-10 に従ってコード別に分類した。最も多いものが、F2 統合失調症で 476 人 (44.1%)、続いて、F3 気分障害等が 236 人 (21.8%)、F1 依存症等が 151 人 (13.9%)、F8,9 発達障害が 69 人 (6.3%)、F0 認知症が 42 人 (3.8%) となっている。

平成 29 年調査では、F2 統合失調症が





469人(62.2%)と全体の半数以上を占め、F3 気分障害等が164人(21.7%)、F1 依存症等が26人(3.4%)、F8,9 発達障害が14人(1.8%)、F0 認知症29人(3.8%)となっている。平成29年と令和5年を比較すると、F2 統合失調症は人数の大きな変化はないものの、44.1%と全体の半数以下となっており、一方で、F8,9 発達障害が3.5 倍に増加しており、F0 認知症は変化なかった。

#### 2) 利用者の年齢 (図4)

医療機関は、50代が一番多く、続いて60代、70代となっている。ステーションは、70代以上が一番多く、60代、50代の順だった。訪問看護利用者は、6~7割が50代以上だった。

#### 3) 世帯状況(図5)

利用者のうち、同居者ありが558人、51.7% (医療機関:334人、56.6%、ステーション:224人、45.8%)、在宅単身者が365人、33.8% (医療機関:187人、31.6%、ステーション:178人、36.4%)であった。施設入所者は、156人、14.4% (医療機関:69人、ステーション87人)であった。平成29年調査では、同居者ありが53.2% (医療機関56.8%、ステーション43.7%)、在宅単身者が37.0% (医療機関32.4%、ステーション49.7%)、施設入所者は9.6%であり、在宅単身者が減り、やや施設入所者の割合が増えている。

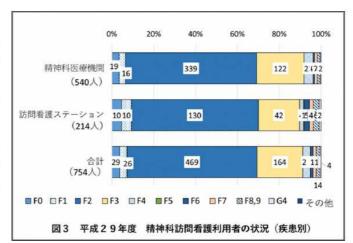
#### 3 サービスの状況について

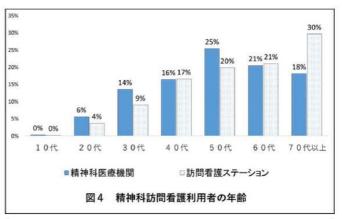
#### 1) サービスの頻度・時間

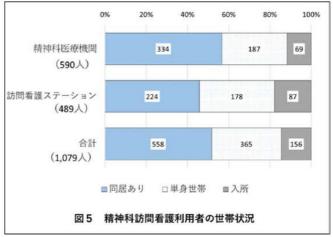
訪問の頻度は、医療機関では週1回 296 人 (50.1%) が最も多く、次いで 2 週間に1回 138 (23.3%)、月1回 82 人 (13.8%) である。ステーションは、週1回 217 人 (44.3%) が最も多く、次いで週2回以上 133 人 (27.7%)、2 週間に1回 102 人 (20.8%) であった。ステーションの週2回以上の割合は、年々増えている。1回当たりの訪問時間は30分以上60分未満が991人、91.8%と最も高くなっている。

#### 2) サービス内容(図6)

利用者へのサービス内容(複数回答)として、医療機関は、健康相談が518人(87.7%)と最も多く、次いで、日常生活の援助が392人(66.4%)であり、一方、ステーションでは、服薬管理が372人(76.0%)と最も多く、次いで、健康相談が311人(63.5%)であった。医療機関、



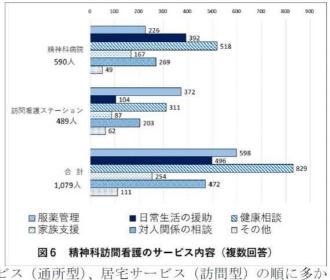




ステーションとも、医療に関わるサービス が主ではあるが、日常生活の援助、対人関 係の相談も全体の約半数近くあった。

#### 3) 他に利用しているサービス

利用者が他に利用している主なサービスは、医療機関、ステーションとも、精神科デイケアが一番多い(医療機関 79 人、ステーション 66 人)。障害者総合支援法によるサービスでは、医療機関とステーションともに、相談支援事業、就労継続支援 B型、居宅介護の順に多かった。介護保険法によるサービスでは、医療機関とステーションともに、居宅介護支援事業、居宅サー



ョンともに、居宅介護支援事業、居宅サービス(通所型)、居宅サービス(訪問型)の順に多かった。

#### 4 精神科訪問看護を実施する上で課題と感じていること

訪問看護を実施する上での課題(自由記載)で、訪問看護利用者への対応の難しさが一番多かった。「精神科の臨床経験がないため、利用者の状態が精神症状によるものか否か見極めが難しい。」「利用者の病状悪化時を見たことがないため、緊急を要する状態か判断が難しい。」「家族や支援者は訪問看護の必要性を感じていても、利用者の拒否が強く支援が中断する。」「劣悪な生活環境の調整を提案しても利用者が変化を望まれない。」などが聞かれた。特に、ステーションからは、「対応困難事例があったとき、すぐに医師や多職種と連絡・相談ができない環境にあるため、医療機関の訪問看護にはない難しさがある。」という課題があった。

また、「同居家族の支援協力を求めたいが、家族が高齢で認知症を伴い支援が必要な状態。」、「精神疾患だけではなく、生活習慣病や身体合併症などの併発もあり、幅広い知識や技術、他機関連携が求められる者が増えてきた。」など、複合的な生活課題を抱える利用者が増えていることから、障害福祉、介護保険、行政等との連携が求められるものの、訪問看護がどこまで関わるべきかわからないなどの課題があった。

#### 4. 考察

医療保険の精神科訪問看護を算定できるのは、医療機関とステーションの2種類がある。精神科訪問看護として診療報酬に位置づけられたのは、医療機関では昭和61年「精神科訪問看護・指導料」であり、ステーションにおいては、国の施策である「入院医療中心から地域生活へ」の流れのなか退院促進が進められて以降、平成24年の診療報酬改定で「精神科訪問看護基本療養費」が新設され、精神科訪問看護指示書に基づき、本人のみならず家族支援も対象となった。ステーションが、「精神科訪問看護基本療養費」を算定するためには、精神科訪問看護算定要件研修を修了している者もしくは、「精神疾患を有する者に対する看護について、相当の経験を有する者」等が配置されていることが要件となり、精神科の知識や技術を習得した専門性の高い看護師等の支援が行えるようになった。

平成 26 年には、精神科訪問看護指示書で実施する訪問看護は、65 歳以上の高齢者においても、必要な医療の一環として医療保険の訪問看護が可能となり(平成 26 年厚生労働省告示第113 号)、介護保険へ移行をせず継続して高齢精神障害者の訪問看護が行える体制も整備されてきた。現在、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムが進められる中、在宅精神医療の充実が一層求められており、精神科訪問看護もその一つとして期待されている。全国的に、精神

科訪問看護ステーションとその利用者数は増加傾向にある。

鳥取県においても、アンケート調査から、精神科訪問看護ステーションの数と、精神科訪問看護利用者が増加傾向にあることがわかった。利用者の状況としては、50代以上が全体の6~7割を占め、主たる疾患名は統合失調症が一番多い。疾患名について、平成29年度と比較すると、統合失調症の割合が減少傾向にあり、一方で発達障害等の増加が認められ、加えて生活習慣病や身体合併症などの併発もあり、疾患の幅が広がってきている。また、住まいの状況としては同居世帯が半数を占めるものの、家族が高齢で認知症を伴い支援が必要であったり、家族の協力が得られにくい世帯があることもわかった。精神科訪問看護を利用する者の状態像や生活実態などの特徴が変化してきており、支援内容は、服薬管理や健康相談に留まらず、日常生活支援や家族支援も同時に対応する等、多岐にわたっている。更に、訪問看護と併せて障害福祉・介護保険サービス等の利用者も多いことから、他機関の専門職らとの連携も求められる。

このように、利用者の特徴やニーズが多様化してきていることから、訪問看護スタッフには、 高い専門性と対応技術や、地域の支援ネットワークの一機関として、他機関多職種と連携しな がら機能していくことが求められる。

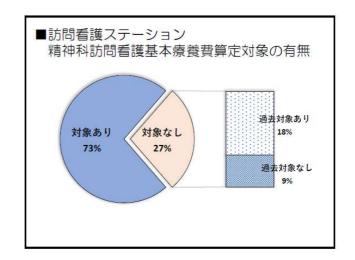
今後、更に訪問看護の利用者が増え、疾患や支援ニーズの多様化も進んでいくことが考えられるため、現場スタッフが不安を抱え込まないよう、訪問看護の現場で求められる精神科の知識、対応技術、他機関連携のノウハウなどを学ぶ機会が必要であると同時に、地域のネットワークの一機関として利用者、家族、関係機関等と繋がっていけるよう、訪問看護における現状や課題を把握し、地域で共有、検討をしていくことが必要とされる。

#### 「参考文献]

1)原田豊、田中茂子、元木順子、田村有希、臼井知子、加藤美由紀:鳥取県における精神科 訪問看護の現状と課題-第60回鳥取県公衆衛生学会発表集 50-52,2017

## 精神科訪問看護に関する アンケート

鳥取県立精神保健福祉センター 令和5年度

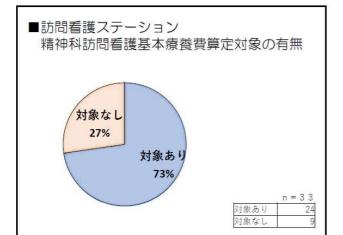


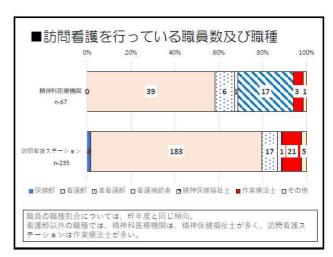
鳥取県内における医療機関8か所及びステーション44か 所(自立支援医療指定機関で精神通院医療の指定を受けているもの)、計52か所に対し、令和5年7月1日現在の訪問 看護従事者及び利用者の状況等について、郵送でアンケート 調査を実施した(回答率 76.9%)

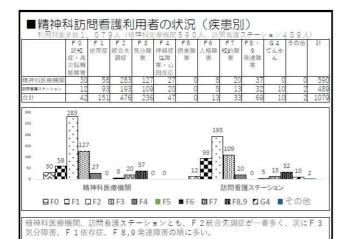
	調査回答機関数	精神科訪問看護対象 利用者あり
精神科病院	7	7 *1
訪問看護ステーション	3 3	2 4 ** 2

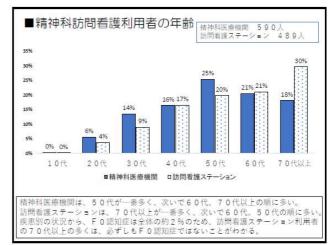
※1 精神科医療機関の訪問看護担当部署は訪問看護室3、外来3、地域連携室1であった
※2 訪問看護ステーションは精神科訪問看護基本療養費を算定している場合とした

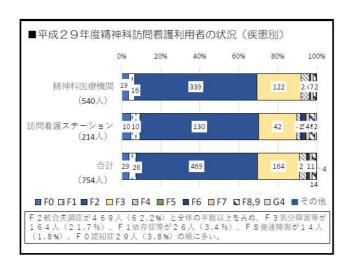
	保健師	看護師	准新護師	看護補助者	福神保健 士健	作業療法士	その他	合計
①精神科医療機関 n=7	0	39	6	1	17	3	1	67
②訪問看護ステーション n=33	4	183	17	4	1	21	5	235
②で「精神抖訪問看護の 対象者あり」の機関 n=24	2	136	11	4	1	20	2	176
①については、全てのE ■「精神科訪問看護女		」の機関に 精神科動務	ついて 経験 精	中科動務経過		)機関で精神	科勤務経	験のある
	24	「無」の根	受関 !	有」の機関 <b>7</b>	-	6	100 1.05	( )
精神科医療機関 n=7	7.1							

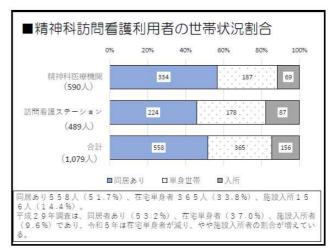


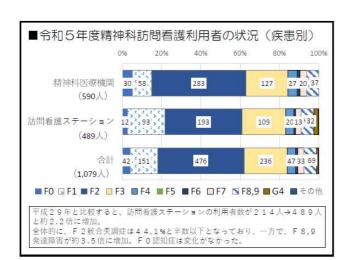


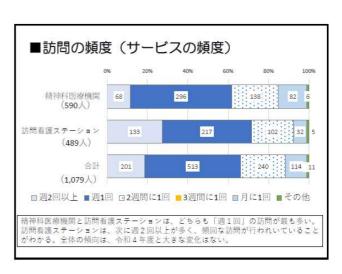


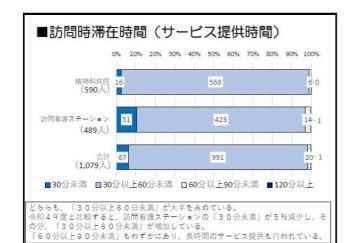


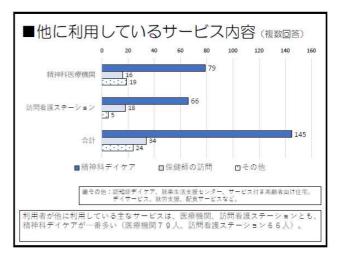


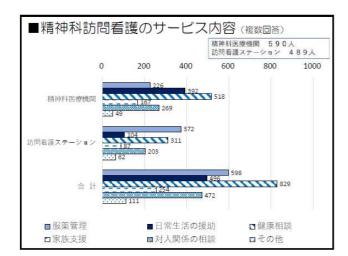


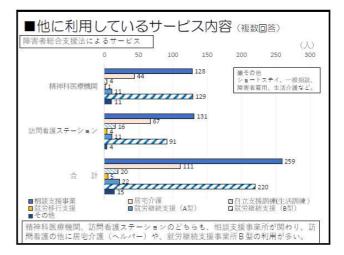












#### ■精神科訪問看護のサービス内容 (複数回答)

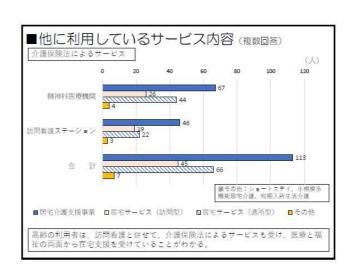
#### ※「日常生活援助」の具体的内容(自由記載)

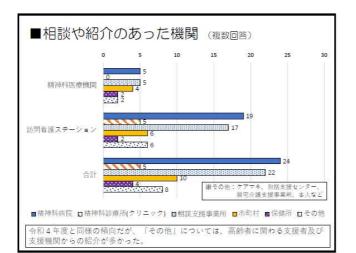
- ・PWE排泄物の処理、ストーマ管理、清拭、おむつ交換、口腔ケア、イン スリン注射、リハビリ、介助。

- ・薬のカレンダーセット、すべての利用者に服薬確認。 ・環境に関薬を整理整頓、片付け、掃除、ごみの分別、ごみ出しの手伝い。 ・身体の清潔保持、整容、髭剃り等促し、足浴、洗顔、入浴介助、洗濯の声
- ・食事の相談、買い物付添、買い物リストを使い金銭管理の手伝い、市役所への手続き同行、通院先への持ち物用意。デイサービス準備、屋外歩行。

#### ※「その他」の内容

・ こうによう マンドン 就労相談、外出支援、家事、郵便や書類の確認、スマホなど通信利用、余暇 活動、家計管理の相談、生活リズムの確立、尿道カテーテルの管理、ごみ分 別、足の爪切り、掃除、筋力維持の体操、散歩、入浴介助、散髪、金銭管理 の助言、ストレッチなど。





#### ●多機関 多職種連携

- ・支援機関との連携で、役割分担、情報提供などどこまで行う のか、難しさがある。
- ・ひきこもりや本人の訪問拒否等で支援終了となった場合、行 政 (保健師) との連携はどこまで可能か。
- ・身体的な症状により体調不良となった時、救急外来との連携 が難しかった。
- ・介護保険、相談支援事業所との連携が難しい。
- ・ケア会議をしてもコーディネーターがいないため、次の支援 に繋がらない。
- ・病状悪化時に受診に向けた対応。災害時等緊急時の対応。
- ・自宅生活の継続が難しい状況(劣悪な自宅環境、他の支援拒 否など)にあるとき、行政等関係機関と連携が難しい。
- ・複合的な生活課題を抱える方が増えており、多職種による支 援介入が必要。一方でマンパワーの問題もある。

#### ■精神科訪問看護を実施する上で 課題と感じていること

#### ●本人への対応

- ・精神科経験のある職員がおらず、対応に苦慮したときに困る。
- ・利用者が不穏なときなど、一人で訪問するのが不安。
- ・ひきこもりで訪問や受診の拒否があり、支援を終了した。
- ・病気ではないと、訪問時に機嫌を損ねられた。
- ・放っておいてと言われたとき、対応に困った。
- ・頻回な電話や言葉の暴力、脅し、セクハラがある。
- ・適度な距離の取り方が難しい。
- ・対人緊張が強く、負荷がかかると他罰的になる。 ・自分の思いが通らないと不安定になる。
- ・劣悪な環境だが本人が変化を望まないので介入が難しい。
- ・リストカット等、急な状態変化へのフォローが難しい。
- ・病状悪化時の受診へのタイミングが分からない。

#### ●日常生活支援

- ・住居の汚染があるが変化を望まない。
- ・布団に便失禁があるが敷きっぱなしなど劣悪な環境。
- ・自宅の掃除ができない。ヘルパー支援に拒否あり。
- 食事の拒否。
- ・夏場にエアコン故障。修理代なし、ショートステイ拒否。
- ・訪問看護以外のサービスを拒否。

#### 家族支援、家族対応

- 高齢単身者で、家族等は県外に居住。 緊急時や体調の変化があった際、協力が得られにくい。
- ・家族に支援協力者として関わりを求めたいが難しい 例えば、認知症の方の服薬支援。家族に服薬の必要性を伝え 服薬支援の協力を求めるが難しく状態悪化を繰り返す。 状態悪化すると家族等から入院を強く求められる。 家族等にどこまで協力依頼するのか悩む。

#### ●本人への対応

- ・独居の高齢者で、エアコンの故障など生活と健康が心配され るが、環境の変化を望まれないので心配。
- ・独居の高齢者で、加齢に伴い体力、IADL、作業能力の低下 があるが、支援介入など変化を望まない。
- ・独居の高齢者が多く、緊急時の対応検討が必要。
- ・単身で家族等がおらず、他の支援者の関わりもない。 緊急時に訪問看護がどこまで介入できるのかわからない。
- ・家族、支援者とも訪問看護の必要性を感じているが、本人は 必要性を感じておらず、訪問をすると部屋にこもる。

#### ●運営面

- 精神科看護の経験者がいないため、困難事例があっても対応 の相談ができずステーションで抱え込んでしまう。
- ・本人の理解度に合わせると長時間の支援が必要だが、長時間 算定ができない。
- ・24時間対応がよさそうな方がいても、他に頻回な電話相談や 対応を求める方がいると、マンパワー的に難しい。
- ・研修を受講して訪問ができる人員を増やしても、人事異動で 対応可能者が減る。そのため、重度の方への訪問は難しい。
- マンパワーの問題があり、研修を受講したくても、訪問業務を優先せざるを得ない状況。体制が整わない。

~アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。~

#### 令和5年度 精神科デイケア等に関するアンケート調査結果

対象: 県内において精神科デイケアを実施している8医療機関 (うち1医療機関はショートケアのみ実施)

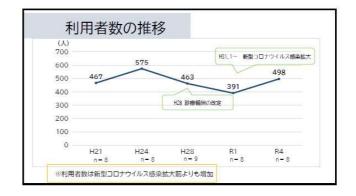
調査方法:アンケート用紙を各医療機関に郵送し、**令和4年度実績**を もとにファクシミリで回答を得た。(回答率 100%)

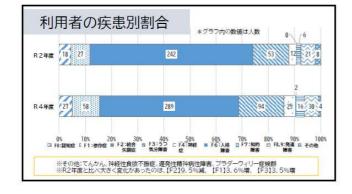
鳥取県立精神保健福祉センター

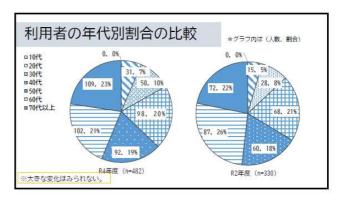
#### 

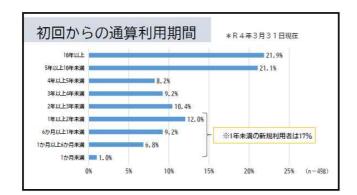
精神科ショートケア	8		専任	兼務
279171755555 710.00	- 2 .	医師	4	12
精神科デイケア	7	看護師	17	6
·大規模	3	作業療法士	6	7
・小規模	6	精神保健福祉士	2	6
精神科デイナイトケア	2	心理從事者	7	6
		その他	5	7

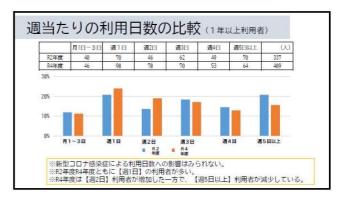
#### 職員体制の比較 H28年度 (n=9) R4年度 (n=8) 専任 兼務 専任 兼務 医師 14 12 看護師 15 17 9 心理従事者 ※心理従事者については、5医療機関が増員していた。

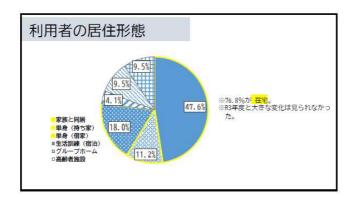


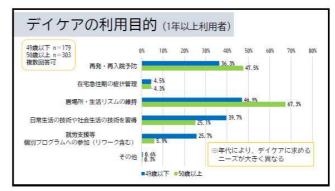


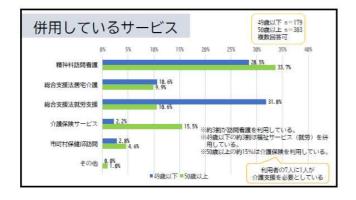










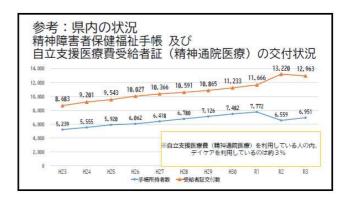




#### ※デイケア中断・その他の理由

- ・自己都合、無断欠席が続いたので本人と改めて相談 ・モチベーションの低下
- ・通所が負担
- ・患者やスタッフへの不満・処方のみで来院なし
- 育児のため
- ・必要性を感じない
- ·症状悪化、症状緩和 ・コロナによる外出控え

※理由は様々だが、 多くは本人のモチベーションに関するものだと思われる。



#### まとめ

- 約2割が新規利用者だが、多くは短期間で転帰している。
  - ⇒福祉サービス制度の充実
  - ⇒「居場所」の多様化
  - ⇒発達障害特性等による対人緊張や集団の苦手さ
- ・利用者の年齢により、デイケアに求めるニーズが大きく異なる。
  - ⇒より多くの人のニーズに応える方法?
- ・高齢化に伴う身体的支援が必要なケースが少なくない。
  - ⇒プログラム内容だけでなく、設備の整備が必要では?
  - ⇒介護保険サービスに<br />
    移行できない理由?

## 精神保健福祉センター所報 令和5年度実績

発行日 令和6年7月 発行所 鳥取県立精神保健福祉センター 〒680-0901 鳥取市江津 318-1 電 話 (0857) 21-3031 ファケシミリ (0857) 21-3034